

岩手県告示第806号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成19年岩手県告示第749号）で告示した普代村鳥居特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の普代村鳥居特定猟具使用禁止区域の区域 下閉伊郡普代村地内の国道45号と村道白井鳥居線との交点を起点とし、起点から国道45号を南に進み村道普代鳥居線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道白井鳥居線との交点に至り、同点から同村道を西に進みさらに北東に進み村道小谷地鳥居線との交点に至り、同点から同村道を北に進みさらに北東に進み村道白井鳥居線との交点に至り、同点から同村道を北西に進みさらに北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域